

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

3197号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



赤祖父円筒分水槽(富山県南砺市(旧井口村))

サイフォンの原理で地の底からわき出すような噴水の機能的・合理的な姿は、造形的にも秀逸だが、それだけでなく、分水の具体的な様子が外からよく見えるので、水争いがおきにくく、かつ構造がシンプルなので、維持管理にも無理がない。現在、5つの円筒分水槽が国の登録有形文化財となっている。うち3つまでが富山県のものである。

用水や流路にかかわる国登録文化財建造物としては、このほか流雪溝や砂防堰堤、取水堰堤、水源地の水道施設・貯砂施設・濾過池、水路の階段工や石張水路工・床固工・沈砂池

富山県南砺市の旧井口村に2020年4月に国の登録有形文化財となった赤祖父円筒分水槽がある。小矢部川水系の赤祖父川上流の赤祖父溜池から引き込まれた用水を3か所に分けるために1949年に造られたコンクリート製の円筒分水槽である。円筒分水槽とは、主として農業用水を正確に分配するために設けられた利水施設で、内円筒全周からの越流水を外円筒で受け、これを用水の配分率に合わせて区切って分水するという仕組みでできている。

赤祖父円筒分水槽の周辺には、用水事業に功績のあった地元指導者の胸像が置かれており、近くに「水到渠成」と刻された巨大な石碑が建てられている。「水到りて、渠成る」とは、水が流れることによって、土が削られ自然に溝ができるということから、学問を成すとそれに伴って徳も備わってくることを表している。また、条件が備わると物事は自ずと成就するという意ともされる。出典は宋代の文人、蘇軾だという。

コラム

円筒分水槽と「水到渠成」

國學院大學教授 西村 幸夫

などさまざまなものがあるが、これら土木遺産のなかでも円筒分水槽の機能美は群を抜いている。

もくじ

● ● ● ● ●
随 情 政 活 活 活

想 報 策 動 動 動

「町村ご当地キャラじまん」を目標して……………石川県川北町長 前 哲雄…(1)	総務省 行政管理局 調査法制課 課長補佐 鈴木真衣…(6)	自由民主党 国土強靱化推進本部に荒木会長が出席……………(2)	荒木会長が松野フクチン接種担当大臣と意見交換……………(3)	「特別決議」人口減少の時代に地方の声を国政選挙に反映させるために…(5)	の現実に向けて荒木会長が要請活動……………(5)	行政手続法・行政不服審査法の制度に関する案内窓口の開設について……………(5)
---	-------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------------	--------------------------	---

写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、図書カード(3千円)を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

活 動

自由民主党 国土強靱化推進本部に 荒木会長が出席

全国町村会

自由民主党 国土強靱化推進本部(本部長 二階俊博衆議院議員)は4月6日に会議を開催し、地方自治体代表者から国土強靱化の推進に関する意見を聴取した。本会からは荒木泰臣会長(熊本県嘉島町長)が出席し、いかなる災害にも対応できる強靱な国土づくりのため、長期・安定的なインフラ基盤整備の推進が不可欠であり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の所要額の確保とともに、地方団体が安心して国土強靱化に取り組めるよう積極的な対策の継続などを要望した。



荒木会長からは、はじめに「深刻なインフラの老朽化」について、建設から50年経過した道路や橋、トンネルや下水管などのインフラが、今後20年間で加速度的に増加することを説明したうえで、自治体におけるインフラ・メンテナンスの課題として、技術系職員の不足や将来にわたる安定財源の確保、住民の理解協力の促進などを挙げた。

次に、「日本列島各地で頻発する大規模災害」について、2011年の東日本大震災以降も、日本列島のあらゆる地域で、大規模な自然



▲意見を述べる荒木会長

災害が頻発しており、熊本県でも2016年の熊本地震、2020年7月の豪雨災害により甚大な被害を被っており、住民の生命と健康を守る責任者の首長として、「国土強靱化、防災・減災対策」がいかに重要であるか自身の経験からも痛感していると述べた。

そのうえで、全国町村会の主張として、「いかなる災害にも対応できる強靱な国土づくりのため、長期・安定的なインフラ基盤整備の推進」「防災・減災、国土強靱化のための

5か年加速化対策」の所要額の確保」「災害救援や代替ルートの確保、復旧に不可欠な道路ネットワークの整備促進と所要財源の長期安定的な確保及び防災・減災の観点において重要である治水対策を推進するための河川等の整備の促進」「新型コロナウイルス感染症の拡大や、首都直下地震等大規模災害に対する危機管理等の観点から、東京一極集中の是正と自律・分散型国土構造の構築」「企業や官民のさまざまな業務機能、研究・教育機関等の地方への移転・分散、地方への移住・定住のさらなる加速など真の豊かさを実感できる分散型の国づくり・地域づくりに向けた取組の拡充」「長期的・計画的な国土強靱化に向け、『国土強靱化のための5か年加速化対策』後の積極的な対策の継続」について要請した



▲発言する二階本部長

活 動

うえで、国土強靱化は、安心・安全に暮らせる地域づくりの大前提であり、全国町村会としても政府・国会と連携しながらしっかりと取り組んでまいりたいと意見を締め括った。

その後、出席国会議員から「避難所となる体育館の耐震化と空調設備の設置の促進」「建設資材の高騰を踏まえた補助単価の見直し」「民間・団体・事業者等がインフラの老朽化

を調査する新たな仕組みの構築」「有事の際の医療コンテナの活用」等について発言があり、最後に二階本部長から「災害が起きたときに昼夜を問わず現場に駆けつけ対応にあたる

首長の意見を十分に踏まえ、国土強靱化の予算の確保に全力で取り組む」との発言で会議を締め括った。
※提出資料は、本会HP（<https://www.zok.or.jp/>）をご覧ください。

荒木会長が松野ワクチン接種担当大臣と意見交換

全国町村会

荒木泰臣全国町村会長（熊本県嘉島町長）は、4月6日、松野博一ワクチン接種担当大臣と新型コロナウイルスワクチン接種に関する意見交換（WEB会議）を行った。

はじめに、松野大臣が挨拶に立ち、「新型コロナウイルスの3回目接種は発症予防・重症化予防の要であり最優先課題の1つである。65歳未満の方への接種も本格化をする中、特に若年層がワクチン接種を受けやすい環境を整備していくことが今後重要だと考えており、3回目接種の必要性や混合接種の有効性・安全性などについてわかりやすく情報発信をしていきたい。新年度を迎え進学や就職により県境を越えた人の動きも活発になっている時期であり、コロナ感染のリバウンドが懸念をされている。また、厚生労働省の専門家会

議では3回目接種によりオミクロン株に対してもワクチンの有効性が回復すること、子どもへの感染予防に對して保護者や周囲の大人がワクチンを接種することも重要との指摘がある。各自治体でも特に若年層の方々が接種しやすいような環境の整備や情報提供にぜひご協力をいただきたい。本日は自治体で接種業務を進めるにあたってお気づきの点について忌憚のない意見交換をさせていただきたい」と述べた。

まりの傾向となっているが、一部地域ではリバウンドの兆候が見られるなど依然として予断を許さない状況が続いている。今後は感染拡大防止対策を徹底するとともに社会経済活動との両立を図っていかねばならず、ワクチンの3回目接種の促進についても急務となっている。私たちが町村も心をひとつにして全力で取り組んでいるが、町村現場にはさまざまな課題等があるため、本日は要望等も含めて申し上げたい」と挨拶を述べた。

その後の意見交換の場で荒木会長は、3回目ワクチン接種について、町村部でも都市部と同様に若者と高齢者では接種率に大きな差が生じているとし、「私の町（熊本県嘉島町）でも、全体の接種率は対象者（18

歳以上）の70%を超えているが、65歳以上の接種率が92%なのに対し、20代は42%にとどまっている」と述べたうえで、町村においても若年層も含め全ての世代に接種率向上に向けた機運醸成を図るべく丁寧な情報提供に努めており、国においても追加接種の有効性・安全性に関する情報が国民各層へ行きわたるよう、政府広報のさらなる強化を求めた。また、小児（5歳から11歳）子どもへのワクチン接種についても、保護者は有効性よりも副反応や将来的な安全性を心配しており、接種が進まない状況が見られる中、「保護者や子どもが安心して接種を受けられるよう、国において接種の目的やワクチンの効果、副反応、接種を推奨する対象の子どもたち等について、専門的な見地からの情報提供をお願いしたい」と訴えた。

続いて荒木会長からは、「現在、新型コロナウイルスの新規感染者数は下げ止

また、町村現場の状況について、「町村ではこれまでも少ない職員で数多くの業務をこなしており、ワクチン接種に関しても通常業務との両

活 動



▲荒木会長(上)と意見交換を行う松野官房長官(下段中) 佐藤厚生労働副大臣(下段左) 島村厚生労働大臣政務官(下段右)

立で、特に保健師等に大きな負担感がある。現場からは、この先いつまでワクチン接種業務が続くのかといった不安の声が上がっており、可能な限り現場の負担感を減らせる形にしていくことが必要」と述べたうえで、大臣に対し「町村のおかれている状況を理解いただき、今後ワクチン接種を含め、現場での対応が必要になる新型コロナ対策の方針を国が打ち出す際は、現場が余裕を持って準備し、スケジュールを立てられ

るよう、その都度のワクチン供給の時期等も含め、早め早めの情報提供をお願いしたい」と要請した。

最後に国産ワクチンについて、国内の製薬会社でも、副反応が少なく安全性の高い不活化ワクチンの承認と活用を目指し最終段階に入っており、このような国内企業への取組に対する重点的な支援を進めるよう要請、「町村では少ない職員で力を合わせ、ワクチン接種をはじめコロナ対策に真摯に取り組んでいくので、

引き続き力強い支援をお願いしたい」と訴え、意見陳述を締め括った。

荒木会長の発言を受け、松野大臣は、3回目ワクチン接種については、「今後65歳未満の接種が本格化する中で、できるだけ早期にできるだけでなくの方に接種いただけるよう、追加接種の必要性や混合接種の有効性・安全性についてCMやSNSなどの媒体も活用し、わかりやすく情報発信をしていきたい」と述べ、小児接種については、「政府ではこれまで小児接種に関するリーフレットや動画を作成しデータを示しつつ、ワクチンの有効性・安全性について発信してきたが、保護者の皆様、お子様のご不安に寄り添えるよう、引き続き国としても必要な情報をしっかりと発信していきたい。自治体に対してもそういった方々をサポートしていただけるように私たちも早めに情報を発信していきたい」と発言した。4回目接種の準備事項等を自治体に示したことに關しては、「円滑なワクチン接種の実施に当たっては自治体の協力が重要であり、引き続き早め早めしっかりと情報提供を行い、連携を密に取り組んでまいりたいと考えている」と述べた。そして新型コロナに対するワクチンを

国内で開発生産できる体制の確立については、経済安全保障上も極めて重要だと考えているとしたうえで、「厚生労働省において新型コロナワクチンの開発生産に取り組んでいる国内企業に対し、生産体制の整備への補助や有効性を検証する臨床試験の実施・費用に対する補助などを取り込んでいるところであり、昨年6月には政府が一体となって必要な体制を構築し長期継続的に取り組む国家戦略としてワクチン開発生産体制強化戦略を閣議決定した。これを踏まえ、政府として引き続き国内での開発生産の基盤整備への投資を後押ししていく」と述べた。

さらに、松野大臣の発言を受け、荒木会長から、「このコロナの感染防止については、国と我々町村、心を一つにして一生懸命取り組み、早期収束を目指して頑張りたいと思っているので、変わらぬご支援をお願いしたい」と述べた。

最後に、松野大臣から、「これまでに申し上げたことについては、荒木会長から全国の町村長にお伝えいただきたい」と述べ、会合を締め括った。

活 動

「特別決議」人口減少の時代に地方の声を国政選挙に反映させるために」の実現に向けて荒木会長が要請活動

全国町村会

■公明党



▲石井幹事長（左）に要請する荒木会長（右）



▲竹内政務調査会長（左）に要請

■立憲民主党



▲逢坂代表代行（下）に要請

全国町村会は、このたび「特別決議」人口減少の時代に地方の声を国政選挙に反映させるために」をとりまとめ、荒木泰臣全国町村会長（熊本県嘉島町長）が、3月25日の自民党（町村週報3195号参照）に続いて、4月6日に公明党の石井啓一幹事長、竹内議政務調査会長に、また4月7日にはWeb会議形式で立憲民主党の逢坂誠二代表代行・政治改革推進本部本部長代行に面会し、決議内容の実現方を要請した。

特別決議は、現在、内閣府衆議院選挙区画定審議会で衆議院小選挙区の区割り改定案（いわゆる「10増10減」問題）の策定作業が進められていることや参議院合区の状態等に関し、地方の定数が大きく減少すること、地方の声がこれ以上国政に届かなくなることに町村が強い危機感を持っていることなど、現場の声や意見を踏まえとりまとめたもの。特別決議では、町村をはじめ地方が果たしている役割の重要性を強調するとともに、地方創生を推進し、

地方の人口減少に歯止めをかける必要があることや「参議院の合区解消」を実現すること等を強く求め、人口減少・少子高齢社会における我が国の持続可能性を追求しなくてはならないと訴えている。要請活動で荒木会長は「衆議院小選挙区の区割り改定案は、一票の較差是正等憲法との関係を含め困難な課題があることは承知しているが、特別決議の内容は地方自治体の中で一番影響を受ける全国の町村の強い思い、危機感として受け止めていた

「だきたい」と強調。この問題の根底にある地方から東京への人口流出に歯止めをかけ、「地方分散型の国づくり」を強力に推進すること、今後さらなる拡大に町村が強い危機感を持っている参議院合区について憲法改正も含め早急な解消を実現することを要望した。 ※特別決議の内容については、本会HP（https://www.zck.or.jp）をご覧ください。

行政手続法・行政不服審査法の制度に関する 案内窓口の開設について

総務省 行政管理局 調査法制課 課長補佐 鈴木真衣

1 はじめに

現行の行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）は、旧行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧法」という。）を全面改正し、平成28年4月1日から施行された。

行審法附則第6条においては、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」との規定が置かれている。

附則第6条の規定を踏まえ、総務省は、施行後5年が経過した令和3年5月から同年12月までの間、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」（座長：高橋滋法政法大学法学部法律学科教授。以下「検討会」という。）を開催し、施行後5年間の運用状況について整理や評価を行い、改善方策の検討を行った。（検討会の最終報告は、令和4年1月14日に公表。参考：総務省HP「行政不服審査法の改善に向けた検討会」：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/

[gyoseifukku/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/gyoseifukku/index.html)

本稿は、行審法の所管課である総務省行政管理局において、筆者が検討会の事務局として検討に携わってきた経験を踏まえ、検討会の最終報告を受け、行政手続法・行政不服審査法の制度に関する案内窓口（情報公開・行政手続制度案内所）の開設をすることに至った経緯及びその窓口の役割・具体的な利用方法等を解説することを目的に執筆したものである。

なお、本稿中、意見にわたる部分については私見であることをあらかじめお断りしておきたい。

2 全国的な案内窓口の開設に係る経緯

(1) 施行状況の把握

旧法を全部改正した行審法においては、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点等から、処分に関与しない審理員による審理手続の仕組みや第三者機関である行政不服審査会等への諮問手続の導入、不服申立ての手続を審査請求に一元化、審査請求期間を60日から3か月への延長等といった見直しが行われた。

行審法附則第6条を踏まえた検討

を実施するためには、実際に行審法による不服申立てを受け、審査庁となる国及び地方公共団体における状況を把握する必要がある。特に、地方公共団体は、都道府県・政令市・市区町村等と、その規模もさまざまであるため、それらを踏まえた状況の把握をする必要がある。

総務省においては、まず、行審法の施行後、審査庁となる国の行政機関及び地方公共団体に対し、不服申立て件数等を調べる施行状況調査を実施した。

また、令和2年度においては、総務省から一般財団法人行政管理研究センターへの委託調査研究として、不服申立人の代理を務める士業団体及び一部の地方公共団体に対するヒアリング及びアンケートの実施、「行政不服審査裁決・答申データベース」（※審査庁及び行政不服審査会等が、実際に受けた不服申立ての裁決及び答申の内容を登録したデータベース）の一元的に事例の検索・閲覧に供するよう、総務省において構築・運用しているもの。参考：「行政不服審査裁決・答申検索データベース」<https://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main>）からの答申例及び裁決例の文献調査等を踏まえ、有識者による検討会を開

政 策

催したうえで、論点の整理を行った。

検討会においては、令和2年度に整理された論点等を踏まえ、施行状況の評価及びその改善方を検討するため、これまでの調査から把握できていない状況について、土業団体、地方三団体、一部の行政庁へのヒアリングに加え、行政庁へのアンケート調査が実施された。

これらの調査にご協力いただいた方々への感謝は後述させていただいているが、検討会における検討及び最終報告のとりまとめに当たっては、これらの調査により把握した実際の施行状況を十分に踏まえて行うよう努められている。

(2) 検討会の最終報告で指摘された事項

検討会の最終報告においては、大きく「迅速な救済」、「制度の活用促進」、「公正性の向上」の観点から、それぞれ施行状況を踏まえた改善方針が指摘されているが、本稿では、その中でも、行政手続法及び行審法の制度に関する全国的な案内窓口の開設に至った背景に関する内容について、ご紹介したい。

第一に、行審法においては、不服申立てをしようとする者又は不服申立人の便宜を図るため、裁決等をす

る権限を有する行政庁は、不服申立人等からの求めに応じ、不服申立てに必要な情報の提供に努めるべき旨

などが規定されたところ（行審法第84条）、施行状況を把握した結果、不服申立人において必要とされる情報は、その求めによらずに審査庁から積極的に提供した方が良くと考えられる状況などが見られた。そのため、見直し内容においては、国民の皆様に対する情報提供や相談対応を丁寧に行うための全国的な案内所の設置や、不服申立てに係るパンフレットの配布等の必要性が指摘された。

第二に、行審法においては、原処分に関与していない等の一定の要件を満たす審理員が審理手続を行うこととする審理員制度が新たに設けられたところ、施行状況を把握した結果、特に小規模な地方公共団体においては、審理員の適切な確保が困難、審理員審理において十分な審理が尽くされていない、審理員意見書の作成が困難である等の状況が見られた。そのため、見直し内容においては、審査庁の職員を対象として、行審法の制度概要にとどまらず、審理手続の進行や争点整理の能力を向上させる具体的かつ実践的な研修を設けることに加え、審理員及び審理員

補助者のサポートのための案内所の設置等の必要性が指摘された。

第三に、検討会の議論においては、前提として、不服申立ての対象となる原処分について、行政手続法に定められている手続の実行が、処分庁において十分に行われていないという問題がある旨の指摘があった。具体的には、処分庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分及び不利益処分を行う際には、行政手続法に基づき、当該処分の理由の提示を行う必要があるところ、その提示が十分に行われていないことから、行政手続法の基礎的な理解の向上も課題の一つであるといった指摘があった。そのため、処分の際には、審査基準や処分基準を示しつつ、個別事案をどのように当てはめたのかといった処分理由を明確に提示すること等が徹底されることが重要であり、研修等の実施に当たっては、このような観点も留意する必要がある旨が指摘された。

上述した最終報告における指摘に加えて、地方三団体からの意見書（令和3年9月13日）も踏まえ、総務省において、行政手続法及び行審法の制度に関する全国的案内窓口を開設するに至ったものである。

この点、検討会の最終報告を踏まえ、総務省では、従来の情報公開・個人情報保護総合案内所に、行政不服審査法に基づく審査請求の手続や制度の仕組み、行政手続法の制度の仕組みなどの案内を行う機能を追加し、令和4年4月1日から、情報公開・行政手続制度案内所に名称変更の上、開設した。（※なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）は、令和4年4月1日に廃止され、新たに個人情報保護委員会

が所管する個人情報の保護に関する

3 情報公開・行政手続制度案内所の役割等

(1) 情報公開・行政手続制度案内所の開設

総務省では、従来から、全国に情報公開・個人情報保護総合案内所を設置し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）等の円滑な運用を確保するため、行政機関・独立行政法人等に対する開示請求の手続や制度の仕組み等の案内を行っていた。

この点、検討会の最終報告を踏まえ、総務省では、従来の情報公開・個人情報保護総合案内所に、行政不服審査法に基づく審査請求の手続や制度の仕組み、行政手続法の制度の仕組みなどの案内を行う機能を追加し、令和4年4月1日から、情報公開・行政手続制度案内所に名称変更の上、開設した。（※なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）は、令和4年4月1日に廃止され、新たに個人情報保護委員会



「情報公開・行政手続制度案内所」は、

- ①行政機関等情報公開法
 - ②行政手続法、行政不服審査法
- の制度に関する案内窓口です。



❁ 下記の場合などには、お近くの案内所まで、お問合せください。

- ① 国の行政機関・独立行政法人等に対する情報開示請求の方法について知りたい。
- ② 違法・不当な行政処分に対する審査請求の方法について知りたい。
- ③ 行政庁からの不利益処分や行政指導、行政庁への申請・届出に関するルールについて知りたい。

情報公開・行政手続制度案内所は、総務省本省及び都道府県ごとに設置されており、令和4年度から開設したばかりではあるが、徐々に国民の皆様及び行政庁の職員の方々にとって、各制度の円滑な利用又は運用に貢献できる存在となれば幸いです。

◎ 町村週報をご購読のご案内 ◎
「町村週報」を毎月ご自宅や職場にお届けいたします。ご購入を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール (kouhou@zokor.jp) にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。
★年間購読料1,500円(送料込み)
★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

附則第6条の規定を踏まえた検討に当たっては、運用状況を把握するため、土業団体の皆様や地方三団体の皆様、行審法のユーザーである行政庁の職員の方々には、ご多忙の中で、ヒアリングやアンケートに多大なるご協力をいただいた。実際の運用状況を伺うことで、思わぬ支障が生じている状況や、反対に先進的な取組や工夫をされている状況を知ることができ、検討の際には大いに役立てさせていただいたほか、筆者個人としても、非常に学ばせていただいた。この紙面をお借りして、改めて厚く御礼を申し上げます。

4 おわりに

法律(平成15年法律第57号)に統合されたため、情報公開・行政手続制度案内所における案内は行っていない。) (2) 情報公開・行政手続制度案内所の役割

情報公開・行政手続制度案内所においては、引き続き、情報公開法等については、国民の皆様に対し、国の行政機関・独立行政法人等に対する開示請求の手続等の案内を行うこと

として行っている。また、令和4年4月から新たに追加された、行審法及び行政手続法の案内に関しては、まず、国民の皆様に対して、処分に対する不服申立ての手続の方法や、行政庁からの不利益処分又は行政指導に係る制度、行政庁への申請・届出に関する一般的なルールについて、パンフレット等を用いて、案内を行うこととしている。

また、行政庁の職員の方々に対しては、行審法及び行政手続法の制度の概要の案内に加え、例えば、行審法でいえば、不服申立てを受けた際に、個別の審理手続を進める際に生じた疑問や悩みについて、問合せや相談を受け付けることとしている。これらの案内や、問い合わせ、相談に当たっては、お近くの案内所に電話又はメール等をいただくほか、来所による相談も可能である。

政 策

総務省の情報公開・行政手続制度案内所 一覧

(令和4年4月1日現在)

案 内 所	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号	インターネット受付
総務省本省	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館2階	03-5253-5175 03-5253-5355 03-5253-5111 (内線27184、29085)	03-3519-8733	https://www.soumu.go.jp/form/common/opinions.html
北海道管区	〒060-0808 札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎7階	011-708-0638	011-708-0638	
函館	〒040-0032 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎6階	0138-23-0909	0138-23-0919	
旭川	〒078-8501 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎西館5階	0166-38-3011	0166-38-3013	
釧路	〒085-0022 釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎3階	0154-23-7136	0154-23-7137	
東北管区	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎10階	022-716-1234	022-716-1234	
青森	〒030-0801 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎4階	017-734-3354	017-734-3355	
岩手	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎4階	019-622-3470	019-624-1155	
秋田	〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階	018-824-1426	018-824-1427	
山形	〒990-0041 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎3階	023-632-3113	023-632-3117	
福島	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎3階	024-534-1101	024-534-1102	
関東管区	〒330-9717 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館19階	048-600-2404	048-600-2404	
茨城	〒310-0061 水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎2階	029-221-3347	029-221-3349	
栃木	〒320-0043 宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎3階	028-634-4681	028-637-4809	
群馬	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎6階	027-221-1648	027-221-1649	
千葉	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階	043-246-9821	043-246-9829	
東京	〒169-0073 東京都新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎2階	03-5331-1762	03-5331-1762	
神奈川(※1)	〒231-0023 横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎3階	045-228-1308	045-228-1308	
新潟	〒950-8628 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7階	025-282-1112	025-282-1124	
山梨	〒400-0031 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎9階	055-252-1496	055-251-9223	
長野	〒380-0846 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎4階	026-235-5566	026-232-4529	
中部管区	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-968-1160	052-968-1160	
富山	〒930-0856 富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076-405-0312	076-405-0312	
石川	〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎4階	076-222-2263	076-222-2263	
岐阜	〒500-8114 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-259-6445	058-259-6445	
静岡	〒420-0853 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-653-5106	054-653-5106	
三重	〒514-0033 津市丸之内26-8 津合同庁舎	059-221-2455	059-221-2455	
近畿管区(※2)	〒540-8533 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-4791-5630	06-4791-5630	https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html
福井	〒910-0859 福井市日之出3-14-15 福井地方合同庁舎	0776-24-0403	0776-26-4445	
滋賀	〒520-0044 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-523-1926	077-525-1149	
京都	〒604-8482 京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎	075-802-1140	075-802-1180	
兵庫	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078-327-5417	078-327-5417	
奈良	〒630-8213 奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742-24-0300	0742-24-0303	
和歌山	〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎3階	073-431-8221	073-436-5899	
中国四国管区	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-502-0271	082-502-0271	
鳥取	〒680-0845 鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎	0857-24-5542	0857-24-5942	
島根	〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-21-3680	0852-21-2444	
岡山	〒700-0984 岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎	086-231-4322	086-221-5661	
山口	〒753-0088 山口市中原町6-16 山口地方合同庁舎1号館	083-933-1503	083-922-1593	
四国支局	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館6階	087-826-0712	087-826-0712	
徳島	〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-657-7063	088-657-7063	
愛媛	〒790-0808 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-941-7701	089-934-5917	
高知	〒780-0870 高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎	088-824-4101	088-824-4194	
九州管区	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-431-7083	092-431-7084	
佐賀	〒840-0041 佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-27-8638	0952-22-2652	
長崎	〒852-8106 長崎市岩川町16-16 長崎地方合同庁舎	095-842-9755	095-842-9755	
熊本	〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎日棟4階	096-212-9377	096-324-1663	
大分	〒870-0016 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎	097-532-3787	097-532-3790	
宮崎	〒880-0805 宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985-24-3371	0985-24-3371	
鹿児島	〒892-0812 鹿児島市浜町2番5-1号 鹿児島港湾合同庁舎5階	099-224-3248	099-224-3248	
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階	098-941-3285	098-941-3285	

※上記案内所は管区行政評価局、行政評価事務所又は行政監視行政相談センター内に設置されております。
 ※1 令和5年度に所在地変更予定。最新の情報は関東管区行政評価局のホームページを御確認ください。
 ※2 令和4年12月頃、所在地等変更予定。最新の情報は、近畿管区行政評価局のホームページを御確認ください。

町村

ご当地キャラじまん

Vol.94

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からピックアップ。

中ブロック



岐阜県東白川村

兵庫県猪名川町

静岡県松崎町

東白川村は、幻の生物と言われる「つちのこ」の目撃例が日本一あると言われていたこともあり、捕獲を試みようとサークル活動をしていた村民が非公式でキャラクターを作成したのが「つちのこ」と「のこりん」でした。もちろん、「つちのこ」をモチーフとしていて、のちに村公認となり、村のPR活動も担うことになりました。1989年(平成元年)からは、毎年5月3日に「つちのこ」の捜索やそれにまつわるイベント「つちのこフェスタ」を開催し、村内外から村民の約2倍にあたる約4000人もの方が訪れます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、同イベントは休止していますが、いつかまた再開できる日を心待ちにしながら、今は岐阜県内のイベントなどに参加し、村のPR活動に励んでいます。

東白川村宣伝部所属

つちのこ&のこりん

岐阜県東白川村



「つちのこ(写真左)」は5月3日生まれの子。「のこりん」は同じ誕生日で、2歳年下の女の子。ふたりとも、恥ずかしがり屋のくせに好奇心旺盛。「つちのこ-のこりんの歌」に合わせて踊るのが得意。趣味はコロコロ転がること。お茶畑が大好き。

松崎町マスコットキャラクター

まっちゃん

静岡県松崎町

松崎町が、自然豊かで歴史と文化の香りあふれる町であることを全国にPRするため、2012年に公式キャラクターのデザインと名称を公募しました。37都道府県の7歳〜81歳といった幅広い年齢層から寄せられた353点の応募作品の中から選考し、2013年に誕生したのが、「まっちゃん」です。生産量日本一の「桜葉」、那賀川沿いの「桜」、歴史的な建造物「なまこ壁」、町の「豊かな自然」そして「元気な子ども」をモチーフとし、頭は桜の葉、おでこには桜の花を飾り、なまこ壁をイメージした服を身につけています。摘み取った桜の葉を大ききごとに分け、50枚を1束に束ねる「まけるけ」という作業が得意なのだとか。大小にかかわらず、町内のイベントやお祭には積極的に参加し、時には県外へも遠征しながら、松崎町のPRのために、元気に頑張っています。



1月25日生まれ。明るい性格で、甘え上手。なまこ壁柄の洋服が似合う元気な子ども。特技は、なまこ壁塗りと桜葉をまるめること。桜葉餅が大好き。



6月1日生まれ。小学生の男の子。町でとれたものはなんでも大好きで、特に「そば」が大好き。お気に入り。好きな場所は、清流「猪名川」と大野山。

猪名川町マスコットキャラクター

いなぼう

兵庫県猪名川町

清流・猪名川の河川環境保全運動をPRするためのマスコットキャラクターとして、2007年に誕生した「いなぼう」。デザインと名前を公募し、町内の中学生の案が採用されました。猪の子ども「うりぼう」をモチーフとしていて、猪名川と大野山がデザインされた水色のオーバーオールを履き、お友だちの「さかなくん」をかたどった『おさかなポシエット』を持っています。名前は「猪名川」の「いな」「うりぼう」の「ぼう」から「いなぼう」と名付けられました。2009年9月から、町全体のPRを行うマスコットキャラクターとして活躍。町内3カ所に大きな石像が設置されるほど、町民から親しまれている「いなぼう」。季節やイベントに合わせて、はかまやサンタクロースの衣装などに着替え、町を盛り上げるため、PR活動に一生懸命です。

今回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からご紹介します

随 想

川北町は石川県の加賀平野のほぼ中央部に位置し、霊峰白山を源とする手取川の右岸に沿って拓かれた面積14・64km²、人口約6、200人の町です。手取川のもたらす豊富な水と肥沃な土壌により、県内有数の穀倉地帯として発展してきましたが、昭和59年に誘致した松下電器産業(現株ジャパニーズブレイ)石川工場をはじめとする企業誘致により、農・工・商のバランスのとれた



町づくりを進めています。

例年8月第1土曜日に開催している「川北まつり」は、北陸の真夏を代表する風物詩であります。夕闇迫る頃、本町の郷土文化であります「手取丸龍太鼓」の演奏から、音と光の祭典の幕は開け、会場の手取川簡易グラウンドには、2、000人を超える町民により「送り火」が照らし出されます。そして、高さ46mの「大かがり火」が点火されると、炎は天をも焦がさんばかりに赤々と燃え上がり、それとともに打ち鳴らされる「虫送り太鼓」の熱気あふれる共演で、まつりは最高潮を迎えます。

そして、もう一つの目玉は、北陸最大級の大花火大会です。尺玉や創作花火、超ウルトラスターマインなど、2万発の花火が打ち上げられ、色鮮やかな大輪と体に響く花火の音は、県内外からの多くの観客を魅了しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年と一昨年は開催できませんでした。落ち着いた状況で開催できれば、是非ともお越しいただきたいと思えます。

さて、本町は、以前より公共料金の低廉化と少子高齢化など福祉サービス充実の充実を努めてまいりました。公共料金については、水道使用料は、1ヶ月あたり10㎡まで無料(超

過後1㎡につき50円)。下水道使用

料は、定額2、000円/月。また、保育料についても、0歳児で、月額最高でも20、000円。1・2歳児で16、000円(第3子以降は無料)。町立保育所に通う3歳児以上の子どもの給食費は無料です。加えて、国民健康保険税や介護保険料についても、低く設定してあります。

少子化対策としては、18歳以下の子ども医療費の助成事業をはじめ、平成12年度に全国で初めて実施した不妊症治療費(不育症を含む)の助成事業や出産祝金(5〜30万円)の支給などを実施しており、小学校区全てに放課後児童クラブとしても活用している児童館を整備しています。

また、高齢者福祉や健康づくりの取組では、75歳以上高齢者に対する医療費の助成事業や35歳以上を対象とする短期人間ドック(脳ドックやPET検査を含む)への約9割の助成事業を実施するとともに、一人ひとりにあったきめ細かな福祉サービスに努めています。

そのほか、新築住宅取得奨励金として1件あたり50万円を支給する事業や、町内で創業・起業する事業者に対して、最高50万円を支援する事業など、町独自の移住・定住や地域活性化の各種施策の充実を図ってい

ます。

そして、これらの施策が呼び水となって、平成9年度以降、町の人口は飛躍的に増加(当時と比べ、約1・4倍)し、年少人口比率(0〜14歳)は石川県内トップの16・4%となっています。

新年度に入り、町民からの要望が多かった多目的運動公園(仮称)の工事にいよいよ本格着手します。総面積は2・8haで、芝生広場や複合遊具、100m走路やジョギングコースを備え、令和5年度に完成予定であります。この公園が、町民の健康づくりの場、憩いの場、そして交流と防災の拠点として、今後の町の発展に大きく寄与するものと確信しております。

川北町は、明治40年8月に中島村、草深村、砂川村の3つの村が合併し、誕生して以降、昭和55年4月に町制を施行、行政区域の変更もなく、現在に至っています。今後、本格的な少子高齢化、人口減少社会が到来し、地方を取り巻く環境がより一層厳しさを増す中、企業誘致による財政基盤の強化を図るとともに、町民が安心して暮らすことができる「より健やかな町づくり」に、引き続き取り組んでまいります。

さまざまな「集いの場」を 演出いたします

広さと設備が多様な大ホールと、
3つの会議室がございます。
会議・研修、パーティーなどに
幅広くご利用いただけます。



和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、
会議室・宴会場のほかに、
ふたつのレストランもございます。
お気軽にお立ち寄りください。



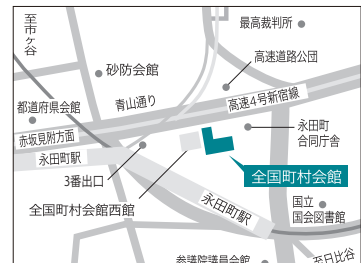
レストラン「ペルラン」



和食処「さいから」

客室のご案内	SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 18室

和室もございますのでお問い合わせください。
※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



ご予約・お問い合わせ

全国町村会館
TEL.03(3581)0471
FAX.03(3581)0220
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号
 ホームページアドレス <https://www.zck.or.jp/kaikan>

- 全国町村会館へのアクセス
- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
 - ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
 - ・タクシー東京駅から約20分

